

# 内閣法制局がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出削減等のため実行すべき措置について定める実施計画

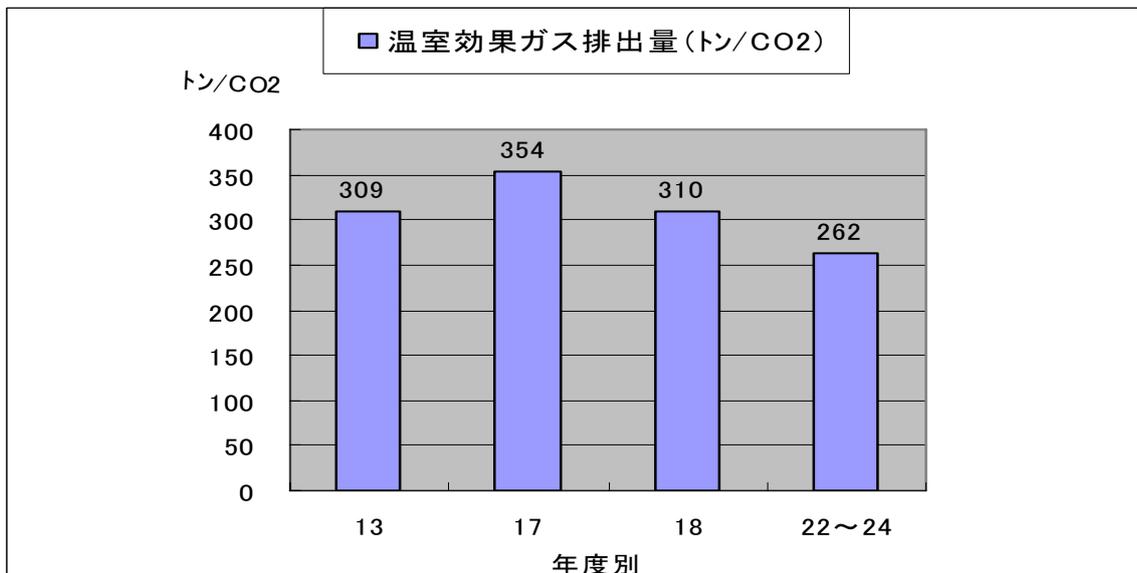
平成19年10月12日  
内閣法制局

「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の抑制等のため実行すべき措置について定める計画」（平成19年3月30日閣議決定）及び「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の抑制等のため実行すべき措置について定める計画の実施要領」（平成19年3月30日地球温暖化対策推進本部幹事会申合せ）に基づき、内閣法制局が自ら実行する具体的な措置に関する実施計画を下記のとおり定める。

## 記

内閣法制局の事務・事業に伴う温室効果ガス排出量は、平成18年度において、13年度と比較して横ばいであり、旧実行計画の削減目標が達成できなかったことにかんがみ、目標年度である平成22～24年度までの総排出量の平均を平成13年度比で△15.3%削減することを目標とし、以下の取組を行うこととする。この目標は、内閣法制局の取組の進捗状況や温室効果ガスの排出量の状況などを踏まえ、一層の削減が可能である場合には適切に見直すこととする。

## <排出状況及び目標値のグラフのイメージ>



## 1. 対象となる事務・事業

内閣法制局が行う全ての事務及び事業を対象とする。

## 2. 実施計画の期間等

この実施計画の期間は平成19年度から平成24年度までとし、この計画に基づく取組の進捗状況や技術の進歩等を踏まえ、一層の削減が可能である場合には適切に見直すこととする。

## 3. 財やサービスの購入・使用に当たっての配慮

### (1) 低公害車の導入

公用車については、引き続き低公害車比率100%を維持する。

### (2) 自動車の効率的利用

#### ア 公用車等の効率的利用等

- ① 公用車で使用する燃料の量を、引き続き平成13年度比でおおむね85%以下とすることに努めることとし、このため、今後とも公用車の効率的利用等を極力図るとともに、併せて職員等の自動車利用の抑制・効率化に努める。
- ② 車一台ごとの走行距離、燃費等を把握するなど燃料使用量の調査をきめ細かく行う。
- ③ アイドリング・ストップ装置の活用などにより、待機時のエンジン停止の励行、不要なアイドリングの中止等の環境に配慮した運転を行う。
- ④ 毎月第一月曜日にノーカーデーを実施し、緊急な場合等を除いては、公用車の使用を自粛する。
- ⑤ 有料道路を利用する公用車については、引き続きETC車載器を設置する。

#### イ 公用車の台数の見直し

公用車については、使用実態等を精査し、極力台数の削減を図る。

### (3) 自転車の活用

霞が関における日常の連絡業務等に伴う短距離の移動手段として、自転車の積極的な活用を図る。

### (4) エネルギー消費効率の高い機器（省エネルギー型OA機器等）の導入

エネルギー消費の多いOA機器、家電製品及び照明等の機器を省エネルギー型のものに極力切り替えることとし、このため、旧型のエネルギーを多く消費するものの廃止又は買換えを計画的、重点的に進める。

### (5) 用紙類の使用量の削減

用紙類の使用量を、平成13年度比で、平成22年度から平成24年度までの期間に平均で増加させないように努めることとし、このため、資料の簡素化や両面印刷等を極力図るとともに、次のことを実施する。

- ① コピー用紙、罫紙等の用紙類の年間使用量について、各部室単位で把握・管理し、削減を図る。
- ② 不要となったコピー用紙（ミスコピーや使用済文書等）の裏面利用を図る。
- ③ 使用済み封筒の再使用など、封筒使用の合理化を図る。

### (6) 再生紙などの再生品や木材の活用

#### ア 再生紙の使用等

- ① 購入し、使用するコピー用紙、罫紙、起案用紙、トイレトペーパー等の用紙類については、再生紙の使用を引き続き進める。
- ② 印刷物については、再生紙を使用するものとする。また、その際には古紙パルプ配合率のより高い用紙類の調達に配慮する。

#### イ 木材、再生品等の活用

- ① 購入し、使用する文具類、機器類等の物品については、再生材料から作られたものの使用を引き続き進める。
- ② 間伐材、小径材等の木材や未利用繊維等の利用状況の低位な原材料から作られた製品を使用するように配慮する。
- ③ 初めて使用する原材料から作られた製品を使用する場合には、リサイクルのルートが確立しているものを使用する。

#### (7) その他

##### ア その他温室効果ガスの排出の少ない製品、原材料等の選択

- ① 物品の調達に当たっては、温室効果ガスの排出の少ない製品等の使用が促進されるよう、製品等の環境情報（環境ラベル等）について事前の確認を行う。
- ② 資源採取から廃棄までの物品のライフサイクル全体についての温室効果ガスの排出の抑制等を考慮した物品の選択を極力図る。

##### イ 製品の長期使用等

- ① 詰め替え可能な洗剤、文具等を使用する。
- ② 机等の事務用品の不具合、更新を予定していない電気製品等の故障の際には、それらの修繕に努め、再使用を図る。
- ③ 部品の交換修理が可能な製品、保守・修理サービス期間の長い製品の使用を極力図る。

## 4. 建築物の建築、管理等に当たっての配慮

### (1) 既存の建築物における省エネルギー対策の徹底

- ① 中央合同庁舎第4号館において実施される、更なるエネルギーの使用の合理化のための設備・機器の導入、設備等改修、運用改善について、積極的に協力する。
- ② 廊下、トイレ、湯沸室等の使用頻度の少ない箇所の照明については、人感センサーを設置し、使用時のみの点灯を行う。
- ③ 庁舎管理官庁における入居官庁の電気使用量及びエネルギー供給設備等で使用する燃料の量を削減し、それに伴う温室効果ガスの排出量を低減させるための対策について、積極的に協力する。
- ④ エレベータについて、庁舎管理官庁に協力して、始業時、退庁時等を除く時間帯において、その一部を休止するよう努める。
- ⑤ 湯沸室に設置している貯蔵式電気湯沸器について、冬季を除き、極力、その使用を制限するよう努める。
- ⑥ 庁舎管理官庁に協力してE S C O事業の検討を進める。

### (2) 温室効果ガスの排出の抑制等に資する建築資材等の選択

- ① 建築物の断熱性能の向上に資するため、事務室の二重窓又は複層ガラス化、遮光フィルムや

ブラインドシャッター等の導入に努める。

- ② 建築資材について、当局が独自に調達する場合には、安全性、経済性、エネルギー効率、断熱性能等に留意しつつ、できるだけハイドロ・フルオロ・カーボン（HFC）を使用しないものの利用を促進する。

(3) 温室効果ガスの排出の少ない空調設備の導入

- ① 空調設備について、当局が独自に調達又は更新する場合には、温室効果ガスの排出の少ない空調設備の導入を極力図る。
- ② 庁舎管理官庁に協力して、庁舎に高効率空調機を可能な限り幅広く導入するよう努める。

(4) 冷暖房の適正な温度管理

- ① 冷暖房について、庁舎管理官庁による冷暖房運転時間の短縮に協力する。
- ② 庁舎管理官庁と協力して、庁舎内における冷暖房温度の適正管理（冷房の場合は28度程度、暖房の場合は19度程度）を一層徹底する。
- ③ 夏季及び冬季の時間外冷暖房は、極力稼働しないように努力する。
- ④ 灯油の使用はできるだけ自粛する。

(5) 新エネルギーの有効利用

- ① 庁舎管理官庁に協力して、庁舎に燃料電池等を可能な限り幅広く導入するよう努める。
- ② 木質バイオマス燃料を使用する暖房器具等の導入を検討する。

(6) 太陽光発電の導入及び建物の緑化の整備方針

中央合同庁舎第4号館においては、既に太陽光発電及び建物の緑化を行っているが、引き続き庁舎管理官庁に協力し、太陽光発電及び建物の緑化を推進する。

## 5. その他の事務・事業に当たっての温室効果ガスの排出の抑制等への配慮

(1) エネルギー使用量の抑制

ア ハード対策

- ① OA機器、家電製品及び照明については、適正規模のもの導入・更新、適正時期における省エネルギー型機器への交換を徹底する。
- ② パソコンのシステムスタンバイモードへの移行時間を短縮する。
- ③ プリンターのシステムスタンバイモードへの移行時間を短縮する。
- ④ コピー機の節電モードへの移行時間を短縮する。
- ⑤ 事務室の照明については、スイッチの改修工事により照明点滅区分の細分化を図り、残業時等において、必要な箇所のみ点灯が可能となるようにする。

イ 職員による取組

- ① パソコンの未使用時・退庁時には、主電源をオフにする。
- ② プリンターの未使用時・退庁時には、主電源をオフにする。
- ③ コピー機の未使用時・退庁時には、主電源をオフにする。
- ④ 昼休み時間、空室時、残業時は、必要箇所を除き、執務室照明の消灯をできるだけ行うように努める。
- ⑤ 廊下、洗面所等の照明については、人感センサーを設置し、使用時のみの点灯を行う。
- ⑥ 冷房時には、日射の進入を防ぐため、ブラインドを降ろすよう徹底する。
- ⑦ 温水洗浄便座は、冬季を除き、便座の保温機能及び温水の使用は原則禁止する。

- ⑧ 夏季における執務室での服装について、暑さをしのぎやすい軽装を励行する。
  - ⑨ 職員に対する直近階への移動の際の階段利用を励行する。
- (2) ごみの分別  
ごみの分別回収を徹底する。

(3) 廃棄物の減量

- ① 紙の使用量の抑制を図る。
- ② 電子メールの活用等によりペーパーレス化を一層推進する。
- ③ 文書配布先の見直し、両面印刷・両面コピーの徹底、不要となった用紙の裏面の活用等により、コピー枚数の削減を図る。
- ④ コピー機、プリンターなどのトナーカートリッジの回収と再使用を進める。

**6. 職員に対する研修等**

(1) 職員に対する地球温暖化対策に関する研修の機会の提供、情報提供

職員の地球温暖化対策に関する意識の啓発を図るため、本実施計画を電子掲示板に掲載するとともに、職員研修において、実施計画の具体的な内容について周知を図る。

(2) 地球温暖化対策に関する活動への職員の積極的参加の奨励

職員の地球温暖化対策に関する行事への参加を奨励する。

(3) その他

昼休みや定時退庁日における勤務時間終了後の一斉消灯などに積極的に取り組む。

**7. 実施計画の推進体制の整備と実施状況の点検**

当局内に設置された地球温暖化対策実行計画推進委員会において、本計画の策定、推進及び進捗状況の点検を行い、本計画の必要な見直しを行う。その結果については、当局のホームページに公表する。

**6. 内閣法制局の削減計画**

(単位：kg-CO2)

	単位	13年度	17年度	18年度	20～21年度	設定目標	
						22～24年度	13年比(%)
公用車燃料	kg-CO2	35,572	28,857	26,547	25,220	25,220	▲29.1%
施設のエネルギー使用	kg-CO2	273,600	324,799	283,482	241,158	236,791	▲13.5%
電気	kg-CO2	212,400	269,237	243,482	208,358	204,191	▲3.9%
(電気使用量)	kwh	561,905	712,266	627,532	537,005	526,265	▲6.3%
(電気の排出係数)	kg/kwh	0.378	0.378	0.388	0.388	0.388	
電気以外	kg-CO2	61,200	55,562	40,000	32,800	32,600	▲46.7%
その他	kg-CO2	0	344	100	0	0	
合計	kg-CO2	309,172	354,000	310,129	266,378	262,011	▲15.3%
<b>温室効果ガスの総排出量 (トンCO2)</b>		<b>309</b>	<b>354</b>	<b>310</b>	<b>266</b>	<b>262</b>	<b>▲15.3%</b>

○主な削減対策と削減量

平成20年度より、中央合同庁舎第4号館の使用調整により専有面積が37%増加することに伴い、4号館分担率が3%増加するが、電力の入札においては、庁舎管理官庁に省CO<sub>2</sub>化の要素を考慮した方式を採用するよう働きかけるとともに、次の対策を実施することにより、平成22～24年度において、対13年度比で平均で15.3%削減することとする。

【内閣法制局の取組】 電力のCO<sub>2</sub>排出原単位<0.388kg-CO<sub>2</sub>/kwh >

1. 未工事部分及び12階専有部分の蛍光灯のインバーター化	8.6 t-CO <sub>2</sub>
2. 事務室蛍光灯の間引き	4.2 t-CO <sub>2</sub>
3. 超過勤務時間の縮減	5.2 t-CO <sub>2</sub>
4. 時間外冷房の自粛	1.2 t-CO <sub>2</sub>
5. 照明スイッチの細分化工事	1.4 t-CO <sub>2</sub>
6. 新設図書館書庫に人感センサーの設置	2.8 t-CO <sub>2</sub>
7. 12階トイレ・給湯室に人感センサーの設置	} 2.7 t-CO <sub>2</sub>
8. 電力消費の少ない家電製品への切り換え	
9. 事務室内の必要な箇所のみ点灯	
10. 執務室の二重窓化	

【中央合同庁舎第4号館としての取組】

1. 廊下照明のインバーター化及び人感センサー設置	11.5 t-CO <sub>2</sub>
2. 冷暖房の空調の省エネ運転	5.8 t-CO <sub>2</sub>
3. エレベーターの一部休止	4.6 t-CO <sub>2</sub>

以上の対策のほか、庁舎管理官庁が行う各種対策へ積極的に協力するとともに、当局独自の対策として、実現可能なものについては、できるだけ速やかに実施に移すことにより可能な限り削減を図ることとする。